

15 雇用・就労

(1) 理容師及び美容師資格の中卒者の取得要件の見直し【平成 19 年末までに結論】

理容師及び美容師の資格制度においては、近年の科学技術の進歩、生活文化の向上、消費者ニーズの高度化等に伴い、高度な技術と更なる衛生水準の維持向上が要請されていることにかんがみ、理容師及び美容師の資質の向上を図るものとして、平成 7 年の理容師法及び美容師法の改正により、受験資格について高等学校卒業を要件としたところである。同改正においては、中学校卒業者の就業機会が狭められることのないよう、改正附則において、中学校卒業者であって、厚生労働省令に定める要件に該当する者にあつては、当分の間、受験資格を認めることとされている。

同改正は平成 10 年に施行され、新たな試験が平成 12 年に実施されてから 7 年が経過していることから、中学校卒業者に対して、厚生労働省令に定める講習課程について、法改正の趣旨を踏まえて、その課程を必要なものに限定する観点から見直しを検討する。(雇用工 a)

また、理容師及び美容師資格については、現在でも中学校卒業者が取得可能資格であることについて、資格取得による再チャレンジを促進する観点から、これを周知する。(雇用工 b)

(2) 国家公務員の採用年齢等の見直し

国家公務員の採用試験の受験資格として設けられている年齢制限については、規制改革・民間開放推進 3 か年計画(再改定)(平成 18 年 3 月 31 日閣議決定)にあるとおり、存続すべき理由があるものを除き撤廃する方向で検討を行い、速やかに結論を得る、とされている。これについて、人事院では、平成 17 年人事院勧告時報告において、新規学卒者を中心に採用を行い部内育成を図る仕組みは今後とも必要と考えられるため、現行採用試験の受験年齢制限は撤廃すべきではないとしている。

さらに、今後、年齢にかかわらず民間人材の採用を推進していくためには、各府省が人材確保の必要に応じて行う選考採用の活用を図ることが適切であり、そのために、求める能力・経歴等を明らかにして積極的に公募を行うとともに、応募者の能力・経歴を適切に評価し、ふさわしい職務付与を行う新たな仕組み(経験者採用システム)を早急に整備する旨を表明している。

しかしながら、現行採用試験の受験年齢制限を撤廃しないまでも、年齢上限の引き上げを検討すべきである。現行の採用試験の年齢上限は 種試験で 29 歳未満、種では 21 歳未満となっており、社会人入学した大学から 30 歳を過ぎて卒業した人、職業経験、或いは、求められる経歴が無くとも、国家公務員として働く意欲がある人、例えば、子育てが一段落した人、就職氷河期に不本意な就職をした人等にとって、受験

機会は閉ざされている。

したがって、再チャレンジを支援する観点から、人事院において、国家公務員採用試験の受験年齢上限を引き上げるための検討を本年末までに行うよう、要請する。**【平成 19 年末までに検討】**（雇用工 a）

また、平成 19 年度より、種相当を対象とした国家公務員中途採用者選考試験（再チャレンジ試験）が導入されたところであるが、当該選考試験の年齢要件は 29 歳以上 40 歳未満となっており、また、初年度の予定採用者数も 150 名程度である。

初年度の応募状況、採用結果等を踏まえ、来年度の実施に向けて、採用職種、採用人数、受験年齢等につき見直しを行う。**【平成 19 年度結論、平成 20 年度実施の試験より措置】**（雇用工 b）